

桜区半てん等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桜区のPRを図るため、桜区が作成した半てん及び帯（以下「半てん等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 半てん等を使用する者は、あらかじめ桜区半てん等使用申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添付して、桜区長（以下「区長」という。）に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、桜区（以下「区」という。）が業務のために使用する場合は、この限りでない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかるもの
- (2) 半てん等の用途や使用する場所の状況等がわかるもの
- (3) その他区長が必要と認めるもの

2 区長は、前項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ当該使用が区のPRに寄与すると認められるときは、半てん等の使用を承諾する。

- (1) 区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (3) 半てん等を営利目的で使用するおそれのある場合
- (4) 特定企業の商品の販売促進等につながるイベント（ただし、区が「後援」「協力」などの形で関与しているものは除く。）で使用する場合
- (5) 酒宴が主な目的の行事等で使用する場合
- (6) 個人の行事で使用する場合（ただし、市内で結婚式を挙げ、かつ市内に在住する場合を除く。）
- (7) 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損のおそれがある場合

- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が運営等に関わるイベント等で使用する場合
- (9) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが利用しようとする場合
- (10) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (11) その他、その使用が著しく不相当と区長が認めた場合

3 区長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときは桜区半てん等使用承諾通知書（様式第2号）を、当該承諾をしなかったときは桜区半てん等使用不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用上の遵守事項）

第3条 半てん等の使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 半てん等を使用する権利を第三者に譲渡しないこと。
- (2) 第2条第2項各号の規定に該当しないこと。
- (3) 使用承諾を受けた内容にのみ使用し、区長が付した使用条件に従うこと。
- (4) 貸出に伴う運搬は、直接使用者が行うこと。
- (5) 半てん等の使用期間は、原則として7日間以内とすること。
- (6) 半てん等の貸出は、1行事につき原則として5着までとすること。

2 区長は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、半てん等の使用について条件を付することができる。

（承諾の取消し）

第4条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承諾を取り消し、桜区半てん等使用承諾取消通知書（様式第4号）により通知する。

- (1) 前条に定める事項を遵守しなかった場合
- (2) 申請に虚偽又は不正があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める場合

2 前項に規定する取消しによって使用者に損害が生じることがあっても、区長は、その責めを負わない。

(修理補修及びクリーニング)

第5条 半てん等を使用した後は、使用者の責任により、クリーニング専門店によるクリーニングを行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長が、半てん等の修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(弁償)

第6条 半てん等を破損又は汚損、滅失した場合は、使用者の責任により、現物同様の物を購入し、弁償しなければならない。

(損害賠償)

第7条 半てん等の使用に起因する事故等により、使用者又は第三者に対し損害を与えた場合は、区長は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 半てん等の使用料は無料とする。

(メディア等への出演)

第9条 使用者は、新聞、テレビ、雑誌等の広報媒体に半てん等を着用して出演する場合は、事前に区の了解を得るものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、半てん等の取扱いに関する必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。